

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農政課協同組合担当
内線番号	4899

No.	項目	内容
①	処分名	宅地等供給事業実施規程の承認
②	法令名	農業協同組合法
③	法令番号	昭和22年法律第132号
④	根拠条項	第11条の48第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:所管区域内の事務については、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局長)
⑥	法令の定め	第11条の48第1項 組合が、第10条第5項の事業(以下「宅地等供給事業」という。)を行おうとするときは、宅地等供給事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。
⑦	審査基準	農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知) Ⅲ-2-1-2-2 宅地等供給事業実施規程の承認 (2)審査要領 ① 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。 ア 施行規則第51条に規定する記載事項が宅地等供給事業実施規程に記載されていること イ 事業実施組合は、出資組合に限られること ② 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。
⑧	経由機関名	所管区域を超える事務については、主たる事務所の所在地を所管する広域振興局
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 1M14D
	経由期間	14日
	協議機関	
	当該処分機関	1月
⑫	問合せ	農林水産部農政課協同組合担当(075-414-4904)
⑬	備考	